令和3年(2021年)第3回ニセコ町議会臨時会

令和3年(2021年)4月9日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 ニセコ町固定資産評価員の選任について
- 5 議案第 2号 ニセコ町教育委員会委員の任命について
- 6 議案第 3号 財産の無償譲渡について
- 7 議案第 4号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

1番	篠	原	正	男		2番	木	下	裕	三
3番	髙	瀨	浩	樹		4番	榊	原	龍	弥
5番	斉	藤	うめ	分子		6番	浜	本	和	彦
7番	小	松	弘	幸		8番	高	木	直	良
9番	青	羽	雄	士		10番	猪	狩	_	郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町					長	片	Щ	健	也
副		田	Ţ		長	Щ	本	契	太
総	務		課		長	福	村	_	広
企	画	環	境	課	長	高	瀬	達	矢
保	健	福	祉	課	長	桜	井	幸	則
総	務 係			長	馬	渕		淳	
財	Ī	玫	係		長	島	﨑	貴	義
教	育				長	片	岡	辰	三
学	校	教	育	課	長	前	原	功	治

○出席事務局職員

 事 務 局 長 阿 部 信 幸

 書 記 佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長(猪狩一郎君) ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長(猪狩一郎君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(猪狩一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、斉藤うめ子君、6番、浜本和彦君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(猪狩一郎君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(猪狩一郎君) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、高瀬達矢君、保健福祉課長、桜井幸則君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島﨑貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第4、議案第1号 ニセコ町固定資産評価員の選任についての件を議題 とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) まず、議案の2ページをお開きください。議案第1号 ニセコ町固定資産評価員の選任について。

ニセコ町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の 同意を求める。

記、住所・虻田郡ニセコ町字。氏名・鈴木健、生まれ。

令和3年4月9日提出、ニセコ町長 片山健也。

本案は人事異動に伴う固定資産評価員1名の退任により、新たな評価員の選任でございます。

鈴木さんの略歴などにつきましては、3ページをご覧ください。鈴木さんにつきましては、平成11年4月ニセコ町役場職員として奉職し、以来現在に至るまで上下水道課維持係長、税務課税務係長を歴任、令和3年4月1日から税務課長として勤務をしております。これまでの経験、見識、人格において固定資産評価員にふさわしいと考えまして、提案するものでございます。

以上で、議案第1号 ニセコ町固定資産評価員の選任についての提案理由の説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 ニセコ町固定資産評価員の選任についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町固定資産評価員の選任の件を採決します。

本案は、原案とおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第5、議案第2号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を議題と します。 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) 日程第5、議案第2号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。議案の4ページをご覧ください。

議案第2号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所・虻田郡ニセコ町字。氏名・巻礼子、生まれ。

令和3年4月9日提出、ニセコ町長 片山健也。

本案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、教育委員会委員は地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命するということとなっております。

これまで教育委員を務めておられました萬谷政博さんが、願い出によりまして、本年3月31日をもって退任されたことから、新たに巻礼子さんを教育委員に任命することについて、議会に同意を求めるものでございます。巻さんの略歴等につきましては、5ページ、6ページに記載をしてございます。巻さんは人格高潔で見識が高く、長く小学校長の職、あるいは教育アドバイザー、また、後志小・中学校校長会会長を歴任しつつ、本町を含めた近隣の実情にも精通しており、教育委員の使命を果たす責務の認識を強く持っていることから適任と考えております。

議案第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

- ○5番(斉藤うめ子君) この任命について、別に異議があるというわけではございませんけれども、教育委員の、どういうプロセスというか、町が決められるということなんですけれども、他に候補はなかったのか、どういうふうにして、これまでもそのようにして決められてきたようですけれども、そのあたりを少し説明していただきたいと思います。
- ○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。
- ○副町長(山本契太君) はい。私のほうからご説明を申し上げます。

ただいまご報告もさせていただきましたが、教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によって、議会の同意を求めるということで、その前段、町長部局におきまして、どういう方がよろしいかという内部協議を経て、巻さんであれば教育委員にふさわしいということで、内部的な協議を終えて、ご本人に打診をしたところ、快諾をいただいたということで、今回のこの任命につながったということでございます。

以上です。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) 今、山本副町長からご説明ありましたけれども、確かに教育行政の法律に基づいて、任命権が町長にあるのでそうされたということなんですけれども、再度申し上げますけれども、この任命に別に異議があるわけではなくて、私たちの側としては、いろいろとどういうふうなかたちで選任っていうか、議論をされたのか、今回のことだけではなくて、これまでもそうだったかと思いますけれども、全国の自治体によっては、何度も副町長から教育行政の法律に基づいてという説明がありますけれども、それぞれのやり方でもっと公開して、こういう方がいるのでどうだろうかとか、そういうふうにして町民の皆さんに諮るというところも全国には多くはないかもしれないんですけれども、されているところもあるんですけれども、その点も含めてどういうふうに考えてされているのか、そのへんのところをもうちょっと伺いたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。

○副町長(山本契太君) 今回この選任にあたっての議会の同意を求めるプロセスとしては、特に公開をして、例えば募集をしてというようなことについては検討してございません。

ただ、新たにまた教育委員さんをお選びするというにあたっては、お子さんのいらっしゃる方ですとか、そういう方のカテゴリーの部分で、現在多くの方がそういうかたちで教育委員さんになられているものですから、今回の教育委員さんについては、ある程度やはりその教育的な見識を特に有してらっしゃる方がよろしいのではないかということの話合いの中で、巻さんが1番いいというようなことで、内部的な話をさせていただいたと。

また、まちづくり基本条例によりますと、いわゆる男女がなるべく均衡しているほうがいいということが規定にもありますものですから、それらの部分も考えると、特に今回巻さんにお願いするのがふさわしいのではないかというような内部的な協議がございまして、ご本人に打診を申し上げたと、そのようなプロセスでございます。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) この教育委員におきましては、それぞれの経歴と人事的なものにも、個人のプライバシーに関わるものでありますので、公開して何かその選定過程を明らかにするというものではないというふうに思っております。この中で、基本的には一定程度、子育て中の方ということで現在2名おられます。教育長も入っておりますし、現在そういった面での教育を長く経験している、有識者がいいのではないかという現場の声もあり、それの中から絞り込みを行って、巻さんに決定したということでありまして、その候補者がどんな方かというのは、これは個人のプライバシーに関することに直結しますので、それは公開できませんので、ご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) 町長の今のご説明で、プライバシーのことを何度か口にされたんですけれども、私は教育委員さんっていうのは、まさに公人であって、非常に重要なポストというか、責任ある教育行政に携わる方ですから、これ公開していけない理由っていうか、公開してその選定する過程を明らかにするということが、個人のプライバシーを侵害するというふうに考えて、しないということなんでしょうか。ちょっとそこが私は逆に理解できないというか、全国でもインターネットでもう

全部公開してるところも自治体によってはありますのでね。もう少し今後の選任っていうか、そういうことも含めて、検討していただけないかなあというふうに考えています。町長のおっしゃるプライバシーという考え方が、私には逆にちょっと理解しがたいということがあります。

- ○議長(猪狩一郎君) 片山町長。
- ○町長(片山健也君) 今、議会に出すにあたって、この経歴というのは出させていただいてます。 通常、数名の候補者というのは、やっぱりどんな場合でもいると思います。その人たちの、そういった候補である段階で、議員の言ったように、経歴を公開するっていうのは通常あり得ないことではないかと思っています。そして本人によっては、実はこういう理由でできないという方もおられるでしょうし、様々なそれぞれのご事情があります。そのことを決まってもいない段階で、こういう人たちがいますって出すのは、逆に私は個人情報保護条例に違反するのではないかというふうに思っていますので、そういう選定過程を公開するという考えはありません。よろしくお願いいたします。
- ○議長(猪狩一郎君) 篠原議員。
- ○1番(篠原正男君) 今回は、退任に伴っての任命同意だという説明がありました。となれば、この新たな委員となられる方の期限といいますか、任命期限について説明がなかったかというふうに思っておりましたので、いつからいつまでという期限について説明をいただきたいと思います。
- ○議長(猪狩一郎君) 山本副町長。
- ○副町長(山本契太君) 期限つきましては、前任の萬谷さんの期限でございます9月30日までということでございまして、本日付けから本年の9月30日までということが今回の期限となります。
- ○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 ニセコ町教育委員会の教育委員の任命についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(猪狩一郎君) 日程第6、議案第3号 財産の無償譲渡についての件を議題とします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

〇副町長(山本契太君) 日程第6、議案第3号 財産の無償譲渡についてでございます。議案の8ページをお開きください。

議案第3号 財産の無償譲渡について。

次の普通財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記、1 譲渡する財産。(1)平成22年度に字近藤、字羊蹄、字里見、字宮田、字富川、字黒川、字福井、字西富、字桂台に整備した光ファイバーケーブル設備一式及び附属設備一式。2 譲渡の相手方。所在地 札幌市中央区大通西14丁目7番地。名称 東日本電信電話株式会社、代表者 北海道事業部長 阿部隆。3 無償譲渡の目的。ニセコ町は人口密度が低く、通信会社が自社での通信インフラ整備に消極的なことから、情報格差解消のため、町が通信インフラの主体となり、平成15、16年度、これが第1期でございます。及び平成22年度、これが第2期にあたります。に、光ファイバー網を町内に整備いたしました。しかし、町内に光ファイバー利用者が増え、その移設や新設に伴う町負担の工事費も増え、役場内部の事務処理も増加していること、通信会社としても収支が見合う見込みとなったことから、本来の情報通信事業者が管理すべきエリアと判断し、通信会社に譲渡するものでございます。なお第1期分は令和2年6月末に譲渡が完了しており、今回は第2期分の譲渡を行うものでございます。4 譲渡の開始時期。令和3年7月1日。

令和3年4月9日提出、ニセコ町長 片山健也。

別冊の第3回ニセコ町議会臨時会説明資料の1ページの資料1をごらんいただきたいと存じます。財産の無償譲渡における譲渡財産の内容ということが記載されてございます。昨年6月に川北方面の譲渡を終え、今般これらいわゆる川南方面の譲渡を終えることで、ニセコ町が所有する光回線の譲渡は全て完了いたします。これにより、今後の老朽化等に伴う回線の更新などの町の負担は発生しないものとなります。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号 財産の無償譲渡についての質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 財産の無償譲渡についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長(猪狩一郎君) 日程第7、議案第4号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

〇副町長(山本契太君) 日程第7、議案第4号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算について説明 いたします。横長の議案をご覧ください。

議案第4号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ996万9,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ49億5,698万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月9日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

続きまして、4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

5ページの歳出をご覧ください。今回の補正額996万9,000円の財源については、国の支出金335万6千円、その他財源が292万7,000円、一般財源が368万6,000円となっております。

先に、歳出より説明をいたします。10ページをご覧いただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、18節負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金について、中央連合町内会の要望に基づき、備品整備、発電機、除雪機ほかコミュニティ活動備品となりますが、これを

申請し、機会を見て要望活動もしてまいりましたところ、実施主体である財団法人自治総合センターからの交付決定通知を受けることができましたことから、補正をするものでございます。間接補助となるため、歳入、歳出を同額補正しております。

次に、23目新型コロナウイルス特別対策費、こちらの補正額281万6,000円でございますが、これは、 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を100%財源として実施するというものでござい ます。まず、今年度、新たな防災ラジオを一斉配布いたしますが、その際、申込書の送付費用や一部 世帯に対する防災ラジオの配布、回収費用を見込みます。最初に10節需用費の印刷製本費4万9,000円。 これにつきましては、郵便局のタウンプラスというサービスを利用し、ラジオの申込書を全戸配布す るための封筒印刷の費用でございます。その下、11節役務費の通信運搬費120万9,000円について、内 訳としてタウンプラスによる発送料や、申込書を回収するための返信費用として27万4,000円。それ から、事情によりラジオを取りに来られない世帯に対し、ゆうパックを利用して防災ラジオを配布、 回収するための費用93万5,000円を計上しております。その下、12節委託料の防災ラジオ配布業務委 託料、こちらの22万円については、ゆうパックを利用して防災ラジオ配布回収するにあたり、住所・ 氏名のラベル印刷、梱包・配送業務を郵便局に委託するための費用でございます。その下、こちらは 別事業となりますが、14節工事請負費の中央倉庫群営繕工事の24万8,000円は、新たな交流拠点とし て整備運営をしております中央倉庫群について、現在テレワーク利用が可能となっており、昨今コロ ナ禍によりテレワークニーズが高まっているところでございます。これまでも創意工夫をしながら貸 し館対応してきましたが、さらなる機能向上対策といたしまして、中央倉庫広場などのWi-Fi環境の 整備や野外のテレワーク推進による密の緩和、テレワークルームの防音、省エネ対策などの環境改善 を図るための工事費を補正するものでございます。その下、17節備品購入費の一般備品59万円につき ましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役場新庁舎などで使用する窓口用の飛沫防止パー テーション、手指消毒スタンド、ポータブルマイクセットの購入費用を補正するものでございます。 その下、18節負担金補助及び交付金の中央倉庫群振興支援事業補助金、50万円、こちらですが、コロ ナ経済対策の一環として、昨年6月から町民や町内事業者への貸し館施設の無料貸出しを実施してま いりました。これにより、町内の経済活動やコミュニティ活動の支援、それから倉庫群の利用促進を 図ってきたところですが、昨年は事業者利用のほか、コンサート、映画会の開催など、40件の利用実 績がありました。しかしながら、いまだコロナ禍が継続し、利用件数の回復が見通せない中、引き続 き無料貸し館による町内の経済活動やコミュニティ活動の支援を行うというための補正でございま

それから次、11ページでございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童措置費、19節扶助費の未熟児医療費194万1,000円。こちらは当該医療に該当する乳幼児の入院医療費が当初見込み以上にかかりまして、今後継続して入院が見込まれることから、増額補正するというものでございます。また、今回の補正は7月入院分までを想定しております。この未熟児養育医療費の財源は、国2分の1、道4分の1、町4分の1という負担になっている内容でございます。

続きまして、最後のページ、12ページでございます。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、 12節委託料の近藤小学校施設改修実施設計業務委託料118万8,000円は、昨年度基本設計を行ったこと により、増築予定地の地質データが不足しているということが判明し、今年度行う実施設計に地質調査、ボーリング調査でございますが、地質調査を追加するための増額補正というものでございます。その下、14節工事請負費の近藤小学校既設構造物撤去工事202万4,000円ですが、今回教室を増築する場所は、正面玄関左手のスペースを想定しておりますが、玄関横のアーチなどの建造物が支障となっております。増築は令和3年度の完成を目指して事業を進めることとしており、増築予定地にある建造物を事前に撤去するための費用として、こちらを補正するものでございます。

続きまして、歳入の6ページをお開きいただきたいと存じます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、 1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費負担金の未熟児養育医療国庫負担金36万円は、未熟児養育医療 費の増加に伴う国庫負担金2分の1の増額補正でございます。

その次、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金281万6,000円は、国の三次補正として配当された8,299万6,000円のうち、国で令和3年度に繰越しをした7,500万円を財源として、先程歳出で補正のご説明をしました新型コロナウイルス特別対策事業の対象経費281万6,000円に充当するために補正するというものでございます。

7ページ、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、4節児童福祉費負担金の未熟児養育医療道負担金18万円は、未熟児養育医療費の増加に伴う道負担4分の1の増額補正ということでございます。

次のページ、8ページ、20款繰越金、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金の368万6,000円は、歳入歳 出の均衡を図るための補正ということでございます。

9ページ。21款諸収入、4目雑入、5節高額療養費負担金の未熟児医療費一部負担金92万7,000円は、今回の補正の当該医療該当者に係る1月と2月診療分の高額療養費分で、保険者の国民健康保険から後日ニセコ町に支払われるものを増額補正するというものでございます。

その下23節雑入のコミュニティ助成事業補助金200万円は、歳出で補正計上いたしました中央連合 町内会のコミュニティ活動備品について、実施主体である財団法人自治総合センターからの交付決定 の通知を受けたことから、財源となる補助金を補正するというものでございます。

説明は以上でございますが、本補正予算の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内容等については、別冊の資料ナンバー1を後程ご覧いただきたいと存じます。

議案第4号に関する提案理由の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第4号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 何点かお聞きいたします。1点目はですね、防災ラジオの配布にあたって、通知を出して、それで需要によっては取りに来られないという世帯についてはゆうパックで送ると。これお金が計上されていますが、ほぼ何世帯ぐらいを想定されているのかお尋ねしたいと思います。

それから2点目は、中央倉庫群のWi-Fi環境がテレワークに対応するとより充実するということですが、この広場っていうのは屋外を指しているのでしょうか。ちょっと補足的に、今あそこの中はWi-Fi環境があると思うんですけれども、それにプラスして強化する、その詳細についてもう少し説明いただきたいと思います。

それから、これは補正予算に入っていないんですが、中央倉庫群の活性化というか、利用者に対する利便などを考えた場合に、今現在、実はあの駐車場スペースが砕石舗装になっているんですね。ところがこれはやはり時の経過っていうか、使用頻度に応じて、だんだん凹凸ができて、かなりこう、雨が降った後、あるいは今の時期ですね、ちょっと前でしたけれども、融雪のときには相当の水たまりができていて、館長さん自ら排水の溝を一生懸命砕石に作っているのを見かけました。私、Wi-Fiの利便性っていうのももちろんいいと思うんですけれども、同時に一般のいろんな利用者が、やはり車で来るにあたって、最低やはり砕石の舗装では今後常に砕石をならしたり、足したりという作業が伴います。ですから、利用者の利便と同時に、管理者にとっても舗装がされてあって当然だと思うんですが、そのへんの検討ができるものかどうかお尋ねしたいと思います。以上です。高瀬課長。

○企画環境課長(高瀬達矢君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。1点目のラジオのゆうパック、取りに来られない人の関係、一応予算では1,000世帯、1,000戸の予算を措置して、今回提案させていただいているところでございます。

それから2点目の倉庫群のWi-Fiの環境でございますけれども、現在、室内、でんぷんのほうですか、こちらはやっているんですけれども、今回広場というのは、あそこに芝生の公園がありますが、外でもWi-Fiが快適に使えるように、外に飛ばす装置をつけて、夏場や暖かい時とか外でも普通にパソコン等を開いてWi-Fiを使って、テレワーク等ができるようになればということで、利便性を上げていきたいというようなことで今回予定をしているところでございます。

3点目、駐車場の整備ができないかということですけれども、先般ちょっとお話があったもんですから、早速経費的にどのくらいかかるかなと試算してみました。結構高いですね、舗装をかけたら600万から700万。ただ、これには排水は入れておりません。自然の道路の側溝等々に入れるようなことで、これに排水等もきちっとすれば、それより上回るということで、これについては今後慎重に検討をしていかなければならないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(猪狩一郎君) 以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了しました。 これにて令和3年第3回ニセコ町議会臨時会を閉会します。 ご苦労様でした。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議			長	猪	狩	_	良区	(自	署)
署	名	議	員	斉	藤	j	め子	(自	署)
ع	夕	業	昌	沂	*	Æπ		(白	霊)